

『一般世帯』入居者募集案内

募集期間：令和3年9月1日（水）から令和3年9月21日（火）

【消印有効】

目次	1 入居者募集のあらまし	1 ページ
	2 募集住宅の概要	3 ページ
	3 募集内容	3 ページ
	4 申込みの方法等	3 ページ
	5 入居予定者の選定	4 ページ
	6 申込資格	5 ページ
	7 収入基準等	6 ページ
	8 収入月額の計算方法	6 ページ
	9 資格審査	10 ページ
	10 入居説明会	12 ページ

（注 意）

1. この募集案内をよくお読みいただき、募集住宅の場所、周辺状況の確認をされたうえ、お申込みください。
2. 今回の募集は、『一般世帯』の募集です。2～4名の世帯の方が申込できる住宅です。
3. 申込書は郵送とし、郵送先は、**埼玉県住宅供給公社 川越支所**です。
4. 申込書提出後は、原則として記載事項の変更はできません。

☆この募集に関するお問い合わせは

埼玉県住宅供給公社 川越支所

〒350 - 1101 埼玉県川越市大字的場 2218-4 ベルアート 301 号室

Tel 049-227-6418 Fax 049-233-5353

※電話番号のかけ違いに注意してください。

受付時間 午前 8 : 30～午後 5 : 15（月曜日～金曜日）

抽選番号

市営住宅入居申込書

令和3年 9月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

申込者 氏 名 _____

市営住宅に入居したいので、鶴ヶ島市市営住宅条例第9条の規定により申し込みます。

住所	郵便番号	〒	—	電話番号	—	—
	鶴ヶ島市					
勤務先	名称				電話番号	—
	所在地					
入居しようとする者の氏名				続柄	生年月日	
(フリガナ)				本人 (申込者)	大・昭 平・令	年 月 日
(氏 名)						年 月 日
(フリガナ)					大・昭 平・令	年 月 日
(氏 名)						年 月 日
(フリガナ)					大・昭 平・令	年 月 日
(氏 名)						年 月 日
(フリガナ)					大・昭 平・令	年 月 日
(氏 名)						年 月 日
(フリガナ)					大・昭 平・令	年 月 日
(氏 名)						年 月 日
(フリガナ)					大・昭 平・令	年 月 日
(氏 名)						年 月 日
(フリガナ)					大・昭 平・令	年 月 日
(氏 名)						年 月 日
入居を希望する市営住宅				新町住宅		
希望する世帯枠及び間取り				一般世帯枠 (2DK)		
下記事項に該当される場合は、右欄にレ印を記入してください。(複数可)						
入居者または同居者の中に裏面別記に該当する者がいますか。						
生活保護を受給されていますか。						

注意事項

- 募集の内容をよく読んでから記入してください。
(申込書記入上の注意は4ページに記載してあります。)
- 記入は青又は黒のインクかボールペンを使用してください。
- 記入もれ、誤記入がありますと受付できないこともありますので、記入後再度確認してください。
- 年齢は令和3年9月1日現在で記入してください。
- 同一世帯で2通以上の申込みは失格となりますので、ご注意ください。

(裏面も必ずご確認ください)

次の事項をよくお読みになって、表面の該当箇所にレ印を記入してください。

なお、誤って記入された場合は、申込みが無効になることもありますので、お間違いの無いように注意してください。

(別記)

入居者または同居者の中に次のいずれかに該当する者がいる。

- (1) 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1項款症であるもの）の交付を受けている者
- (3) ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (4) 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者である者
- (5) 本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者
- (6) 1級～3級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者
- (7) ㊤、A又はB、Cのみどりの手帳等の交付を受けている知的障害者
- (8) DV被害者。ただし、婦人相談センター所長もしくは母子生活支援施設の長の証明または、裁判所が決定した保護決定書の写しが提出できること。

※ この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居申込者（現に同居し又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法規第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居承認を受けられなくても異議ないことを誓約します。

また、入居の承認を受けた後に、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。

(様式 34)

同意書

埼玉県住宅供給公社がおお客様の個人情報をお預かりする場合は、利用目的等の通知または公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。

また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報につきましても、公社個人情報方針に則り、適切に取り扱います。については、下記事項をご確認いただき同意の証として住所・氏名欄に記入・押印くださる様、お願いいたします。

記

1. 個人情報の利用目的

- ①市営住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ②各種情報、及び連絡事項のご連絡のご案内
- ③各種アンケートのお願い
- ④調査・統計資料の作成
- ⑤その他住宅等の管理上必要な場合

2. 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知置きください。

なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

3. 個人情報の第三者提供

当社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。

4. 個人情報の預託

当社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知置きください。

5. 個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き

当社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しています。

なお、お求めの際は各種申請書を提出していただきます。

私が提供する個人情報の利用目的等の上記事項について確認しました。については、その利用目的等について同意します。

令和 年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社理事長

入居者住所

入居者氏名

個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口

個人情報問合せ・相談窓口

TEL 048-829-2863 FAX 048-824-3786

メールアドレス privacy@saijk.or.jp

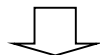
1 入居者募集のあらまし

申込みから入居まで

申込資格の確認

市営住宅を申込みするためには一定の資格が必要です。

この案内書の3ページからの「募集内容」「申込資格」等をよく確認してください。



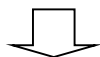
申込書類の郵送

申込みに必要な書類は「市営住宅入居申込書」及び「同意書」（入居申込書の裏面）です。

「市営住宅入居申込書」は、必要事項をもれなく記入してください。（記入もれがありますと受けられないことがあります。）

郵送は、専用封筒を使用してください。それ以外の封筒を使う際は、「入居申込書在中」と朱書きしてください。

なお、同一世帯で2通以上の申込みは失格となりますので、ご注意ください。



受取票の送付

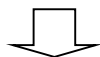
申込みを受付けた場合には、「市営住宅入居申込受取票」に、受付番号（抽選番号）を記入し、返送いたします。



公開抽選

公開による抽選で入居予定者を決定します。

申込者本人が番号を引くような抽選ではありませんので、都合がつかず抽選会を欠席される場合でも結果には影響ありません。



抽選結果通知書の送付

当選者には資格審査の日時と審査会場を記載した、「抽選結果通知書」を送付します。

補欠、落選の方にもその旨通知します。

なお、「抽選結果通知書」の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

※次ページへつづく

資 格 審 査

入居資格の審査は、皆さんから提出された書類によって行います。その際、不足書類がありますと、審査が行えませんので注意してください。

また、審査に必要な書類は、申込者皆さんの事情によってそれぞれ異なりますので、この案内の 10,11 ページをよくご確認のうえ資格審査を受けてください。



入 居 の 承 認

入居資格審査で合格となった方には「市営住宅入居承認書」を交付します。

また、「入居説明会の開催通知」、「市営住宅入居請書」及び敷金の「納入通知書兼領収書」等を併せて送付します。



連帯保証人の選任、敷金の納入

市営住宅へ入居するためには連帯保証人が 1 名必要です。「市営住宅入居請書」の該当欄に連帯保証人となる方に住所、氏名等必要な事項を記入、押印してもらい、かつ「所得の証明書」及び「印鑑登録証明書」を預かってください。

また、敷金は「納入通知書兼領収書」で指定された金融機関に、入居の承認のあった日から 10 日以内に納付してください。



入 居 説 明 会

次の書類をご持参のうえ、必ず入居説明会に出席してください。

- ・「市営住宅入居請書」（連帯保証人の所得の証明書及び印鑑登録証明書を添付）
- ・「敷金を納付した後の納入通知書兼領収書の写し」等

(注) 無断で欠席されますと、失格となります。



入 居

入居可能日から 14 日以内に入居してください。また、入居を完了した日から 7 日以内に「市営住宅入居完了届」（入居後の世帯の住民票の写しを添付）を提出してください。

家賃は、市が指定した入居可能日から発生します。引越した日からではありませんのでご注意ください。

2 募集住宅の概要

今回募集する「新町住宅」の概要については、次のとおりです。

名 称	新町住宅
借 上 げ 期 間	平成16年10月1日から20年間
住 所	鶴ヶ島市新町三丁目21番地14
構 造 ・ 階 数	鉄筋コンクリート造 3階建て（エレベーター有）
駐 車 場 区 画 数	24区画（うち、身障者用2区画、軽自動車用2区画）

- (注) 1. 敷金（決定家賃の3か月分）を納入していただきます。
2. 家賃は入居される世帯全員の収入により決定いたします。なお、入居後は毎年収入の申告をしていただくことになります。
3. 市営住宅では家賃のほかに、月々の共益費（入居者で構成する管理組合で管理します。）を負担していただきます。
4. 新町住宅は公営住宅法に基づき、**平成16年10月1日から令和6年9月30日までの20年間**、市が埼玉県住宅供給公社から借上げ、市が市民の方に転貸する借上げ市営住宅です。**借上げ契約期間が満了した場合は、住宅を明け渡していただきます。**
なお、明渡しにあたっては金銭の補償はいたしません。
5. 駐車場は、建物所有者である埼玉県住宅供給公社との契約になります。なお、駐車場使用料は月額4,190円です。
6. 住宅内及び敷地内で鳥獣類、犬猫等の動物は飼育できません。
7. 住宅の構造上、ピアノ等の重量物を持ち込むことはできません。

3 募集内容

募集世帯枠	間取り	家賃	募集戸数	入居可能人数
一般世帯枠	2DK	24,700円～48,600円	2戸	2人～4人

4 申込みの方法等

(1) 募集期間

令和3年9月1日（水）から9月21日（火）まで（当日消印有効）

(2) 申込み方法

「市営住宅入居申込書」及び「同意書」を記入の上、埼玉県住宅供給公社 川越支所（〒350-1101 川越市大字の場2218-4ベルポート301号室）あてに郵送してください。

(3) 入居

入居可能日の予定は、令和3年12月1日（水）です。（決定した入居可能日は後日改めて通知します。入居可能日から14日以内に入居してください。）

(4) 入居資格の喪失

(ア) 申込み内容が虚偽であることが明らかになったとき。

(イ) 同一世帯で2通以上の申込みをしたとき。

(ウ) 資格審査において、指定された書類を指定された期日までに埼玉県住宅供給公社へ提出しなかったとき。

- (エ) 入居の承認を受け、決められた期日までに入居手続きを行わなかったとき。
 - (オ) 申込書に記載した入居予定者が、入居できなくなったとき。
 - (カ) 入居説明会を無断で欠席したとき。
 - (キ) 申込みをした後に住所を変更し、これを埼玉県住宅供給公社に連絡しなかったため、埼玉県住宅供給公社から通知書等が到達しないとき。
 - (ク) 申込者又は同居者が暴力団員であることが明らかになったとき。
- (5) 「市営住宅入居申込書」記入上の注意事項
- (ア) 申込書の日付は、実際に申込みをする日を入れてください。
 - (イ) 申込者氏名は、住宅を借りる名義人となる方とし、申込者が記入してください。
 - (ウ) 住所は番地まで正しく記入し、アパート、借間等の場合も省略せずに、〇〇アパート〇号室、〇〇様方まで記入してください。
 - (エ) 入居しようとする者の氏名の欄には、入居しようとする世帯全員を記入し、併せて、性別、続柄、生年月日、年齢、職業をもれなく記入してください。**(記入もれがある場合、受付ができないことがあります。)**
 - (オ) 年齢は、令和3年9月1日現在で記入してください。
職業は、会社員・店員・日雇・無職・大学生・高校生等ははっきり記入してください。

5 入居予定者の選定

入居予定者の選定は、次のとおり行います。

(1) 抽選番号等の通知

申込書を受理した全員に、抽選番号等を記載した「市営住宅入居申込受取票」を郵送します。

(2) 申込者が募集戸数を超えた場合

公開による抽選で入居予定者を決定します。あわせて、5名の補欠者を選出し、補欠者の入居順位を定めます。

抽選会日時	令和3年10月7日(木) 10時30分から
会 場	鶴ヶ島市役所 1階 102会議室 (場所については12ページをご覧ください。)

(3) 抽選の方法

抽選器を使用した抽選です。

(4) 入居予定者及び補欠者等の選定通知

抽選結果の通知は申し込まれた方全員に郵送でお知らせします。抽選会終了後5日以内に発送いたしますが、1週間以上経過しても通知が届かない場合は、埼玉県住宅供給公社までお問い合わせください。

(5) 補欠者の有効期限は、令和4年11月30日までです。当選された方が辞退もしくは失格となった場合又は、有効期限内に今回募集した世帯に該当する空家が発生した場合に繰上げ当選となります。

6 申込資格

申込みできる者（外国人にあっては、在留資格のある者）は、次の（１）から（６）までの全ての要件を備えていることが必要です。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があり、申込みされる方の世帯が、3 ページ「3 募集内容」の表に記載されている「入居可能人数」に該当していること。

※事実上婚姻関係とは、住民票上で1年以上の同居が確認でき、かつ、双方に配偶者がいない場合をいいます。

※婚約者としての申込みは、入居可能日の前日までに入籍し、また、両人とも同時に入居することが可能な場合において認められます。

- (2) 入居しようとする世帯全員の収入の総額が、6 ページの収入基準の範囲内にあること。（収入基準及び収入の計算方法は、6～10 ページを確認してください。）
- (3) 市内に1年以上住所を有する者であること。（令和3年9月1日現在）
- (4) 申込み本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 入居者全員が市税の滞納がないこと。
- (6) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

原則として、次の住宅に居住している方は「住宅に困窮している」とは認められません。

- (1. 自己所有の住宅 2. 独立行政法人都市再生機構住宅 3. 特定優良賃貸住宅
4. 県営住宅 等)

ただし、下記例1及び例2の場合等は申込みできることがあります。

例1 県営住宅、市町村営住宅の入居者

- ① 住生活基本計画に定める、最低居住水準以下の住宅に入居している場合

《最低居住面積水準とは》

世帯人数に対する住戸専用面積（壁芯）

◆ 単身者世帯 25 m²

◆ 2人以上の世帯 10 m²×世帯人数+10 m²

※1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

※2 世帯人数（※1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

- ② 現在の住宅に入居している同居者が、世帯分離等により入居申込みをする場合
- ③ 申込み者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けている場合
- ④ 世帯構成及び心身に係る現在の状況からみて住替えることが適切である場合

例2 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅・特定優良賃貸住宅等の入居者

- ① 入居後の収入変動により、収入が市営住宅の収入基準に該当することとなり、家賃の負担率が、その税込収入の25%以上となったとき。
- ② 上記、例1にある①～④に該当するとき。

7 収入基準等

市営住宅へ入居する資格として収入基準が定められておりますが、その基準及び収入月額の算出方法は次のとおりです。

(1) 収入基準

申込みの種別	収入月額
収入月額が緩和される世帯の申込み※	214,000円以下
上記以外の世帯の申込み	158,000円以下

※ 収入月額が緩和される世帯の申込みとは、申込者もしくは同居者の中に、次に掲げる項目に該当する方がいる場合の申込みを指します。

- (ア) 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- (イ) 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方
- (ウ) ㊤、A又はBのみどりの手帳等の交付を受けている方
- (エ) 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方
- (オ) 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者
- (カ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である型
- (キ) 本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者
- (ク) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (ケ) 小学校就学前の児童を扶養している世帯

8 収入月額の計算方法

市営住宅入居収入基準については、以下の計算の手順で算出し、入居資格に該当されるかをご自身でご確認ください。

－ 原則 －

収入基準を算出するにあたり使用する収入は、昨年1年間の収入です。

なお、昨年1月2日以降に就職・転職等があった場合、昨年中から新たに事業を開始された方などは、現在の職における推定の年間収入を算出し、用いることとします。

ただし、昨年以降に退職・事業の廃止などにより無収入となった場合は、収入が無いものとみなし、計算に加えないこととします。

Step1 年間収入から年間所得金額を算出する。

(1) 給与所得者の場合

※昨年以前から継続して同一の職に就いている場合は、令和2年分給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が年間所得金額となります。

ただし、昨年1月2日以降に就職・転職された方は、次の計算式を用いて推定年間収入金額を算出した後、計算を進めてください。

$$\frac{\text{勤続間の収入金額} - \text{支払済賞与額}}{\text{勤続月数}} \times 12 \text{か月} + \text{賞与額}$$

◎月の途中で就職・転職した場合は、その月に得た収入額は除いて計算してください。

年間所得金額の計算方法

ア 年間収入金額（推定年間収入金額）の端数整理をする。

年間総収入金額の範囲	端数整理の方法・結果
1,618,999 円以下	端数整理しない。
1,619,000 円～1,619,999 円	1,619,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	1,620,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円	1,622,000 円
1,624,000 円～6,599,999 円	金額は 4,000 で除して小数点以下を切り捨て、これに 4,000 を乗じる。 (例) $2,131,987 \text{ 円} \div 4,000 = 532 \text{ 円 } 9967 \rightarrow 532 \text{ 円}$ $532 \text{ 円} \times 4,000 = 2,128,000 \text{ 円}$
6,600,000 円以上	端数整理しない。



イ 年間所得金額を算出する。

端数整理後の年間収入金額	年間所得金額の計算方法 (円)
550,999 円以下	年間総所得金額は 0
551,000 円～1,627,999 円	端数整理後の年間収入金額 - 550,000
1,628,000 円～1,799,999 円	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.6 + 100,000$
1,800,000 円～3,599,999 円	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.7 - 80,000$
3,600,000 円～6,599,999 円	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.8 - 440,000$
6,600,000 円～9,999,999 円	端数整理後の年間収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$



年間所得金額 円

ウ 収入認定用所得金額を計算する。

年間所得金額から 10 万円を差し引いた金額（差し引き後にマイナスとなる場合は 0 円）が収入認定用所得金額となります。

(2) 事業所得者の場合

※昨年以前から継続して同一の事業を続けている場合は、令和 2 年分確定申告書の写しの「所得金額の合計」が年間総所得金額となります。

ただし、昨年 1 月 2 日以降に事業を開始された方は、次の計算式を用いて推定年間所得金額を算出してください。

$$\frac{\text{事業により得た収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 \text{ か月}$$

◎月の途中で事業を開始した場合は、その月に得た所得額は除いて計算してください。

年間所得金額の計算方法

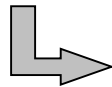
年間収入金額	-	税法上認められた必要経費	=	収入認定用所得金額 円
--------	---	--------------	---	----------------

(3) 年金所得者の場合

※昨年以前から年金を受給している場合は、令和2年分年金の源泉徴収票の「支払金額」が年間収入金額となります。年間収入金額を次の表にあてはめて、年間所得金額を算出してください。なお、昨年1月以降に新たに年金の受給を開始された場合は、年金証書の年金額を使用して、年間所得金額を算出してください。

年間所得金額の計算方法

受給者の年齢	年金額	年間所得金額の計算
65歳以上の方	1,100,000 円以下	所得は 0
	1,100,001 円～3,299,999 円	(その年の年金額) - 1,100,000 円
	3,300,000 円～4,099,999 円	(その年の年金額) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	(その年の年金額) × 0.85 - 685,000 円
65歳未満の方	600,000 円まで	所得は 0
	600,001 円～1,299,999 円	(その年の年金額) - 600,000 円
	1,300,000 円～4,099,999 円	(その年の年金額) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	(その年の年金額) × 0.85 - 685,000 円



年間所得金額 円

※ 収入認定用所得金額を計算する。

年間所得金額から 10 万円を差し引いた金額（差し引き後にマイナスとなる場合は 0 円）が収入認定用所得金額となります。

(注意)

生活保護扶助費、失業給付金、労災保険給付金、遺族・障害年金、仕送りなどは、申込み資格の所得とはなりません。

Step2 収入認定用所得金額を合計する。

収入のある方が複数いる場合は、算出した収入認定用所得金額を足し合わせ、合計収入認定用所得金額を算出する。

収入認定用所得 金額(A)	+	収入認定用所得 金額(B)	+	収入認定用所得 金額(C)	+	...	=	合計収入認定用 所得金額
円		円		円				円

Step3 控除できる金額を確認する。

次の表の該当する項目の控除を算出する。

控除種別	控除対象者	控除額
一般控除 同居・扶養 控除	申込み本人を除く、同居（又は同居しようとする）親族及び 遠隔地扶養親族	380,000 円 × 人 = 円

特別控除	特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢 16 歳以上で 23 歳未満の人	250,000 円 × 人 = 円
	老人扶養親族割増控除	扶養親族のうち年齢 70 歳以上の人	100,000 円 × 人 = 円
	老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者が年齢 70 歳以上の人	= 円
特別控除	障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち (1) 児童相談所などから中度・軽度の知的障害者と判定された人 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で 2・3 級の人 (3) 身体障害者手帳の交付を受けている人で 3 級～6 級の人 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第 4 項症～第 5 款症までの人 (5) 年齢 65 歳以上で障害の程度が(1)(3)と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている人	270,000 円 × 人 = 円
	特別障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち (1) 心神喪失の常況にある人 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で 1 級の人 (3) 児童相談所などから重度の知的障害と判定された人 (4) 身体障害者手帳の交付を受けている人で 1・2 級の人 (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症から第 3 項症までの人 (6) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 (7) 年齢 65 歳以上で障害の程度が(1)(3)(4)と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている人 (8) 常に就床を要し複雑な介護を要する人	400,000 円 × 人 = 円
	ひとり親控除	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、次の要件すべてに当てはまる方 (1) 生計を一にする子供がいること (2) 合計所得金額が 500 万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	350,000 円 × 人 = 円 (所得が 35 万円未満の場合は当該所得額)
	寡婦控除	所得者本人が、アからウのいずれかに該当し、かつ、(1) から (3) の要件すべてに当てはまる方 ア 夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族がいる方 イ 夫と死別してから婚姻をしていない方 ウ 夫の生死が明らかでない方 (1) ひとり親に該当しないこと (2) 合計所得金額が 500 万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	270,000 円 × 人 = 円 (所得が 27 万円未満の場合は当該所得額)

控除金額合計

円

Step4 収入月額を算出する。

先に求めた合計収入認定用所得金額から控除金額を差引き12で除して収入月額を算出する。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{合計収入認定用所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除金額合計} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{収入月額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

Step5 入居資格を確認する。

算出した収入月額が、収入基準に該当するか確認してください。

収入月額が緩和される世帯の申込み※	214,000円以下
上記以外の世帯の申込み	158,000円以下

※「収入月額が緩和される世帯」については、6ページをご確認ください。

9 資格審査

抽選の結果、当選され、入居予定者となられた方は、下記の必要な書類を持参のうえ、資格審査を受けてください。(資格審査の日時・会場は、別途通知いたします。)

資格審査の結果、入居資格がある方には「市営住宅入居承認書」を郵送します。残念ながら入居資格がなかった方には、その旨をお知らせします。

資格審査に必要な書類

◎全員の方に必ず提出していただく書類

書類の種類	書類の内容			
世帯全員の住民票	世帯全員で証明され、続柄の記載のあるもの			
所得の証明書	令和3年度 課税(非課税・所得)証明書			
	<p>*所得の証明書は、中学生以下の方を除いて全員必要です。</p> <p>*3カ月以内に市町村長が発行したものに限ります。</p>			
現在住んでいる住宅の証明書	次のいずれかの書類			
	<table border="1"> <tr> <td>アパート(民営借家等)に住んでいる方</td> <td>賃貸契約書の写し</td> </tr> <tr> <td>親族等の家に住んでいる方</td> <td>家屋の固定資産評価証明書(所有権の記載のあるもの)</td> </tr> </table>	アパート(民営借家等)に住んでいる方	賃貸契約書の写し	親族等の家に住んでいる方
アパート(民営借家等)に住んでいる方	賃貸契約書の写し			
親族等の家に住んでいる方	家屋の固定資産評価証明書(所有権の記載のあるもの)			
現在の住居・身体等の状況申立書	該当する項目すべてについて記入したもの(用紙は13ページ)			

◎該当する方のみ提出していただく書類

区 分	書 類 名 称
鶴ヶ島市の市税納税者	完納証明書（3ヵ月以内に鶴ヶ島市長が証明したもの）
母子（父子）世帯	戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方のものが必要）3か月以内の発行
ひとり親（寡婦）控除に該当する方	戸籍謄本（配偶者の死亡等が確認できるもの）3か月以内の発行
障害者の認定を受けている方	身体障害手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、療育手帳の写し、戦傷病者手帳の写し
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書 （福祉事務所発行のもので受給開始年月日の記載されたもの）
特定中国残留邦人で支援給付を受給されている方	支援給付受給証明書
令和2年1月2日以降に現在の職場に就職した方	給与支払証明書（用紙は14ページ） 健康保険証の写し
令和2年1月2日以降に自営業を開業した方	税務署長に提出した開業届の控えの写し （税務署の受付が確認できるもの） 事業所得等収支明細書（用紙は15ページ）
令和2年1月2日以降に退職し現在無職の方	雇用保険受給資格者証の写し又は、退職証明書（用紙は16ページ） （退職証明書は、当時の勤務先の代表者等が証明したもの。）
令和2年1月以降に新たに年金を受給された方	年金証書及び年金支払通知書の写し
日本国籍のない方	住民票（世帯全員で続柄記載のあるもの）※3ヶ月以内の発行 在留カードまたは特別永住者証明書（カード）表裏の写し ※みなし期間により在留カード等の交付を受けていない方は 外国人登録証明書（カード）表裏の写し ※カードの交付を受けている方は全員必要となります。
戦傷病者手帳の交付を受けている方	戦傷病者手帳の写し
厚生労働大臣の認定を受けている被爆者	被爆者健康手帳の写し
本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者	引揚証明書
ハンセン病療養所等に入所していた方	入所証明書 （国立ハンセン病療養所等の長又は、厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの）
DV被害者世帯	次のいずれかの書類 ・ 婦人相談センター所長の証明（入所の証明） ・ 母子生活支援施設の長の証明（入所の証明） ・ 裁判所が決定した保護決定書の写し

※その他事情に応じて必要な書類を提出していただくことがあります。

10 入居説明会

市営住宅への入居予定者と決定を受けた方は、「入居説明会の開催通知」に同封された下記の書類を用意し、指定された入居説明会場で書類の確認を受けてください。

- ① 「市営住宅入居請書」(連帯保証人の所得の証明書及び印鑑登録証明書を添付)
- ② 「納入通知書兼領収書の写し」(当初家賃の3か月分の敷金を10日以内に指定された金融機関に納入し、領収印を受けたもの)

上記の書類を確認した後「市営住宅入居可能日通知書」を交付します。

なお、この説明会を無断欠席されますと失格になりますので、出席できないときは埼玉県住宅供給公社あてに事前に連絡をしてください。

(抽選会場 案内図)



抽選会日時

令和3年10月7日(木)

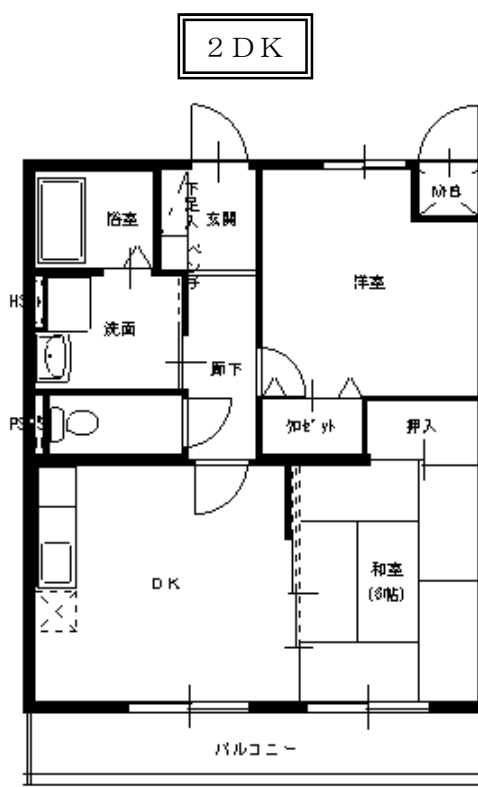
10時30分から

抽選会場

鶴ヶ島市役所1階102会議室

(参考) 新町住宅間取り

(代表的な間取りです。)



(申込時には必要ありません。)

※これは、令和2年1月2日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。なお、提出なさる場合は、必ず健康保険証の写しをあわせて提出して下さい。

給与支払証明書

氏名		採用 年月日	年 月 日	職種		扶養 親族	人
----	--	-----------	-------	----	--	----------	---

年月	基本給	賞与	時間外勤務手当	その他の手当	月計
令和 年月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和 年 月 日

所在地 _____

給与支払者

電 話 _____

名称及び代表者氏名 _____ ㊟

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

●記載上の注意・・・・・・・・・・給与支払者様へ

- ア さかのぼって1年間（勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。
（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）
- イ 記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。
- ウ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- エ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- オ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

該当される方はコピーをして御利用ください。

事業所得等収支明細書

令和 年 月 日

1 氏 名 ㊟ _____

住 所 _____ TEL _____

2 業 種 名 _____

事業所名称 _____

事業所所在地 _____ TEL _____

3 事業開始年月日 _____ 年 月 日

4 月別収支内訳

区分	月別	令和	年	月												合 計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
収入の部																
	計															
支出の部																
	計															
差 引																

- ※ この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。
- ※ さかのぼって1年間（1年間に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。

(申込時には必要ありません。)

該当される方はコピーをして御利用ください。

※これは、令和2年1月2日以降に退職し、現在無職の方に提出していただくものです。
(申込時には必要ありません。)

退職証明書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、令和 年 月 日付で退職したことを証明します。

令和 年 月 日

住 所 _____

証 明 者 名 称 _____

代表者名 _____ ㊟

電話番号 _____

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

該当される方はコピーをして御利用ください。

お問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社 川越支所

〒350-1101

川越市大字的場 2 2 1 8 - 4

ベルアート 3 0 1 号室

tel 0 4 9 - 2 2 7 - 6 4 1 8

fax 0 4 9 - 2 3 3 - 5 3 5 3

- 電話番号のかけ違いにご注意ください。
- 受付時間は、土、日、祝祭日を除く、8 : 30 から 17 : 15 までです。

案内図

